

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

専決処分の承認を求めることについて

討論要旨 榊原利宏議員

反対理由の第1は、国保の賦課限度額は協会けんぽと比べて高額で不公平なことです。賦課限度額104万円に到達する年収は、40才以上夫婦2人小学生以上の子2人の場合1087万円ですが、協会けんぽの場合、同年収の年間保険料は約64万円と40万円も低い。

第2は、賦課限度額を引き上げても中間層の負担軽減になっていないことです。令和5年度の賦課限度額は2万円引き上げですが、国保税率の改定により所得300万円夫婦2人小学生以上の子2人の場合37万300円から39万200円に値上がりしています。